

富山県介護ロボット導入促進事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、富山県介護ロボット導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、富山県介護ロボット導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

2 介護ロボット導入計画

要綱第6条に規定する介護ロボット導入計画は、導入後概ね3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他事業者の参考となるべき内容とすること。

3 補助金交付申請書の添付書類

要綱第7条に規定する補助金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1-2号）
- (2) 介護ロボット導入計画書（様式第1-3号）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) 導入する機器のカタログ等
- (5) 見積書の写し
- (6) その他参考となる資料

4 補助金実績報告書の添付書類等

要綱第11条に規定する実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（様式第2-2号）
- (2) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (3) 補助事業に係る支払いを行ったことを証する書類の写し
- (4) 補助事業に係る契約書又は発注書の写し
- (5) 導入した機器の写真
- (6) その他参考となる資料

5 その他

- (1) 介護ロボットの台数の算定単位は、介護ロボットとしての機能を提供できる機器一式を一台と算定する。
- (2) 県に提出された介護ロボット導入計画書等について、他のサービス事業所等へ提供又は県ホームページ等で公開する場合がある。
- (3) 補助対象者は、介護ロボット活用状況に関する調査・視察等の依頼があった場合は、特段の支障がない限り、これを受け入れなければならないものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月28日から施行する。